

高齢者雇用制度、特勤手当、調整手当 変更に対して団体交渉開催を申し入れ

会社は2018年度基本協約・協定改訂交渉の回答時挨拶で「高齢者雇用制度、賃金制度のうち、特殊勤務手当及び調整手当などについては、引き続き議論していきたい」と明らかにしました。これに対して、J R 東海労は再申し入れ団体交渉において説明を求め、その時点での会社の考え方を引き出してきたところですが、さらに12月10日、申第22号で団体交渉の開催を求めて以下の通り申し入れを行いました。

1. 現行の人事・賃金制度については、10年以上が経過して一部の手当について議論していきたいと明らかにしたが、変更を必要としている理由を明らかにすること。
2. 「この間当社の事業エリアが大きく拡大し」とあるが、具体的に何処がどれだけ拡大されたのか明らかにすること。
3. 「少子化の進展や共働きの増加など、社会環境も大きく変化をしています」とあるが、これらについて会社は、どのような影響が出ると考えているのか明らかにすること。
4. 「現在の特種勤務手当制度が複雑で支給に多くの労力が掛かっている」と説明があったが、具体的に何か不都合や誤支給などがあるのか明らかにすること。
5. 調整手当については、居住地を基準とした手当を検討しているが、エリアを区分するのは県毎を検討しているのか、それとも市町村毎を検討しているのか、明らかにすること。
6. 高齢者雇用制度について、現段階でどのようなことを検討しているのか明らかにすること。